

乙第3号議案

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条中「（別表を除き、以下「那覇地区」という。）」を「、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター（以下「那覇地区等施設」という。）」に改める。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に、「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 那覇地区等施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

第6条中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改める。

第14条第1項中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条第2項中「うるま地区内賃貸工場、うるま地区内企業立地サポートセンター及びうるま地区内素形材産業振興施設（以下「うるま地区内施設」という。）」を「うるま地区内素形材産業振興施設」に、「うるま地区内施設の」を「うるま地区内素形材産業振興施設の」に改める。

第15条第1項及び第2項中「那覇地区」を「那覇地区等施設」に改め、同条第3項中「うるま地区内施設」を「うるま地区内素形材産業振興施設」に改める。

第2条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先	を
--------------------	------------	---

--	--

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先
航空機整備施設	那覇市字大嶺260番

に改める。

第3条第1項中「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」の次に「、航空機整備施設」を加える。

別表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 航空機整備施設

種別	単位	金額
航空機整備施設使用料	月額	23,296,100円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から、附則第3項及び第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前に第1条の規定による改正前の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）中相当する規定があるものは、第1条改正条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの第1条改正条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第1条改正条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。
- 航空機整備施設の第2条の規定による改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（以下「第2条改正条例」という。）第6条の規定による

指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、第2条改正条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、新たに整備する航空機整備施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。